

## 5 . 学校教育等との連携

農村環境向上活動の啓発等のために、テーマに応じた出前講座や体験の場の提供等により、小中学校、高等学校、幼稚園等と連携を図ること。

### 【活動のねらい】

農村地域がはぐくむ自然環境は、奥山と異なり人の働きかけによって成り立っているものです。また、農用地は食料の生産の他に、洪水を防止したり、地下水をかん養したりといった多くの役割を持っています。

これらのことを、次世代の子供たちに伝えていくことは、重要なことと考えられます。

### 【活動の内容】

学校教育等との連携の方法は、地域の状況によって異なります。

次に示すような方法から地域の状況にあった活動を考えることが肝要です。

#### 田んぼの学校の開催又は協力

「田んぼの学校」は、農用地を遊びと学びの場として活用することにより、農用地と水路等の農業用施設への理解を深めるとともに、農村の持つ多くの働きを通して、環境に対する豊かな感性と見識を持つ者を養成していくことをねらいとしています。

田んぼの学校は、多くの実施主体があります。近くで実施しているところがありましたら、是非情報を収集してください。

「田んぼの学校支援センター」HP

<http://www.tanbonogakko.net/>

#### 田んぼの生きもの調査への協力

この調査は、農業農村整備事業を、環境との調和に配慮したものにするために実施しているもので、水田周辺水域の生態系の現状を把握する調査です。地域ごとに年1回、農林水産省の出先機関や都道府県が実施しています。調査への協力の方法としては、調査の場所の提供等があります。

「田んぼの生き物調査」については、以下のホームページに解説と調査マニュアル等が掲載されています。

<http://www.acres.or.jp/Acres/chousa/main.htm>

#### 出前講座の実施

農業、農村が持ついろいろな働きについて、学校に出向いて出前講座を行います。農業、農村が持つ重要性や働きを伝えることは、将来を担う子供たちに農業について理解をもってもらう上で非常に大切なことです。

#### 遠足の場、写生の場等の提供

景観形成の活動を行っているところでは、遠足の場や写生の場を提供することもあります。

#### 体験学習の場の提供

田植えや稲刈り等の農作業等を通じて、農用地、農業用水等の働きや重要性を子供たちに教えます。

### 【配慮事項】

#### 学校側との日頃の緊密な連携

日頃より、農業、農村が持ついろいろな働きや大切さを学校の先生等と話し合っていることが重要です。

#### 野外活動での安全の確保等

子供は、大人が考える以上に危険なことをします。野外活動では安全に十分配慮するとともに、傷害保険に加入する等の配慮が必要です。

野外活動を行う時期は、日差しの強い夏の場合が多いので、熱中症に注意し、定期的な休憩と、十分な水分補給を行うような配慮が必要です。落雷等にも注意します。

また、更衣場所、トイレ、手足の洗い場、水の確保が必要です。

#### 農に対する思いをわかりやすい言葉で子供に話す

農業、農村が持ついろいろな働きを、基本的なところからわかりやすく子供たちに伝えていく必要があります。例えば「多面的機能」という用語がありますが、子供たちにとっては非常に難しい用語と考えられます。「田んぼが持ついろいろなはたらき」といった、できるだけ簡単な言葉に言い換えるように努めます。

## 【学校教育等との連携】

### ～活動例 1～

#### ・活動対象

水田（面積 84ha）

#### ・活動内容

本地区は、下流の地下水のかん養のために、転作田の非耕作期に、水を張る活動を実施している。水田の地下水かん養の働きを、小学生に教えるため、田んぼの学校を開催し、水田の中での運動会を実施した。室内では出前講座を実施した。

#### ・活動時期

7月

#### ・参加者

農業者、土地改良区、地域住民、小学生



田んぼの学校の開催状況



出前講座の状況

### ～活動例 2～

#### ・活動対象

遊休農地（面積 59ha）

#### ・活動内容

本地区は、地域の環境保全活動の一環として、水田地帯の生態系の状況を教えるために、専門家の指導を受けながら田んぼの生きもの調査を実施しています。

特に環境保全の対象種は限定していない。

#### ・活動時期

7月

#### ・参加者

農業者、土地改良区、地域住民、小学生



田んぼの生きもの調査の状況

## 6 . 行政機関等との連携

- ・市町村が田園環境整備マスタープランを策定（変更）する際に、地域における生息生物、水質等の各テーマに関する情報を提供したり、内容について意見を述べる。また、地域での取組等をマスタープランに位置付ける等の連携強化を図ること。
- ・市町村等が作成する広報誌について、地域における生息生物・景観等についての情報を提供したり、地域の取組実績等を投稿したりすること。

### 【活動のねらい】

田園環境整備マスタープランは、市町村が作成するもので、「地域の環境概況」、「現状と課題」、「将来的な地域環境のあり方」、「事業による整備に当たっての環境配慮のあり方」等の基本事項を取りまとめるとともに、「環境創造区域」（自然と共生する環境を創造する区域）と「環境配慮区域」（環境への影響緩和等について配慮した工事を実施する区域）を定めたものです。

市町村が田園環境整備マスタープランをとりまとめる際に、農作業や集落活動で得られた自然環境データを提供することにより、市町村の範囲全域の詳細な環境情報や地域の課題や将来的な地域環境のあり方について、田園環境整備マスタープランの内容に反映されます。

